

死者情報開示請求書

年 月 日

岩手県警察本部長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所 〒 -

連絡先(電話番号)

個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり死者情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する死者情報(具体的に特定してください。)

--

- 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() <実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

- 3 遺族等確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 遺族等 <input type="checkbox"/> 遺族等の法定代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等の任意代理人
イ 死亡確認書類 <input type="checkbox"/> 住民票の除票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は除籍謄本 <input type="checkbox"/> その他()
ウ 遺族等該当性確認書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> その他()
エ 遺族等の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
オ 遺族等の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 遺族等の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 遺族等の氏名 (ウ) 遺族等の住所又は居所
カ 遺族等の法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明 <input type="checkbox"/> その他()
キ 遺族等の任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

1 「氏名」、「住所又は居所」

遺族等の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、遺族等の法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する死者情報」

開示を請求する死者情報が記録されている行政文書等の名称など、開示請求する死者情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（窓口における開示の実施の方法、窓口における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「死者情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

死者情報が記録されている行政文書1件について300円を納付する必要があります。窓口において現金で納付することが可能です。詳しくは、開示請求窓口を確認してください。

5 遺族等の本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、以下の書類を提示し、又は提出してください。

ア 当該死者情報の開示請求に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類（例：住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本 等）

イ 当該死者情報の開示請求を行う者（「請求者」といいます。）が当該死者情報の開示請求に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類（例：住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）、戸籍謄本又は戸籍抄本 等）

※ 住民票の除票の写し又は住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

ウ 当該死者情報の開示請求等をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類（例：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

死者情報開示請求書を送付して死者情報の開示請求をする場合には、5(1)のア～ウの確認書類を複写機により複写したものに併せて、遺族等本人の住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

※ 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

※ 5(1)イの確認書類が住民票の写しである場合、複写したものの提出は不要です。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写

機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 遺族等の代理人による開示請求の場合

「遺族等の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、遺族等の状況、氏名及び遺族等の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、① 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。